

# 東京海洋大学学生寮規則

平成 16 年 4 月 1 日

海洋大規第 202 号

改正 平成 17 年 3 月 8 日 海洋大規第 273 号

改正 平成 22 年 2 月 2 日 海洋大規第 24 号

改正 平成 23 年 2 月 24 日 海洋大規第 10 号

改正 平成 27 年 2 月 3 日 海洋大規第 5 号

改正 平成 27 年 7 月 7 日 海洋大規第 94 号

改正 平成 29 年 1 月 10 日 海洋大規第 21 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、東京海洋大学学則第 66 条第 2 項の規定に基づき、東京海洋大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理及び運営、その他必要な事項について定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 学生寮は、東京海洋大学（以下「本学」という。）の学生に生活と勉学の場を提供し、もって修学上の便宜を図ることを目的とする。

## (管理運営責任等)

第 3 条 学生寮の管理及び運営に関する責任者は、学長とする。

2 学長は、学生寮の運営に関する基本的事項については、東京海洋大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）に付議するものとする。

3 学長は、次条に定める学生寮毎の実務的な運営に関しては、各々の地区に存する学部の長から各 1 名を指名し、その運営を委ねるものとする。

## (名称、位置及び収容定員)

第 4 条 学生寮の名称、位置及び収容定員は、次の表のとおりとする。

名称（位置）	朋鷹寮（品川地区）	海王寮（越中島地区）
収容定員	男子 131 人	男子 258 人
	女子 93 人	女子 76 人

## (入寮資格)

第 5 条 学生寮に入寮することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学に在籍する学部、水産専攻科、大学院の学生
- 二 その他学長が適当と認めた者

## (入寮の時期)

第 6 条 入寮の時期は、原則として 4 月及び 10 月とする。ただし、収容定員に欠員が生じた場合は、この限りでない。

## (入寮の選考等)

第 7 条 入寮を希望する者は、入寮願に本学が指定する書類を添えて所定の期間内に学長

に願ひ出るものとする。

2 学長は、前項に規定する希望者の中から別に定める基準に基づき選考し、入寮を許可する。

(入寮手続等)

第8条 入寮を許可された者は、指定された期日までに誓約書等の書類を学長に提出し、入寮しなければならない。

2 入寮を許可された者が手続きを怠り若しくは指定された期日までに入寮しないとき、又は入寮選考の過程において虚偽の申立てをしたことが判明したときは、学長は、その者の入寮許可を取り消すことができる。

(入寮定員等)

第9条 学長は、次条第1項各号に掲げる区分毎に入寮定員を定めるものとする。

2 学長は、各棟各居室の入居者割振等については、第3条第3項に定める学部の長に委ねるものとする。

(入寮期間)

第10条 学生寮に入寮する者(以下「寮生」という。)の入寮期間は、次の各号に定める年数とする。ただし、学長が管理運営上必要と認めた場合は、この限りでない。

一 学部学生 2年

二 水産専攻科学生 1年

三 大学院博士前期課程学生 2年

四 大学院博士後期課程学生 3年

2 第5条第2号による入寮者の入寮期間は、その都度定めるものとする。

3 第6条ただし書きによる入寮者の入寮期間は、原則、前入寮者の残期間を限度とする。

(再入寮)

第11条 本学学部学生、水産専攻科学生、大学院博士前期課程学生で、第10条第1項第一号から第三号の入寮期間後、再入寮を希望する者は、再入寮願を添えて所定の期間内に学長に願ひ出るものとする。

2 学長は、前項に規定する希望者の中から別に定める基準に基づいて選考し、入寮を許可する。

3 再入寮者の入寮期間は、第10条第1項第一号から第四号のとおりとする。

(規則の遵守)

第12条 寮生は、本規則とともに居住している学生寮ごとに定められた規則等を遵守しなければならない。

2 各学生寮の規則等については、別に定める。

(退寮)

第13条 退寮を希望する者は、退寮希望日の14日前までに退寮願を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 退寮の承認を受けた場合は、退寮承認日から7日以内に退寮しなければならない。

第14条 寮生が次の各号の一に該当するときは、学長は退寮を命ずるものとする。

一 本学学生の身分を失ったとき

二 第10条に定める入寮期間を超えたとき

- 三 3か月以上寄宿料又は第18条に定める経費の納入を怠ったとき
- 四 長期にわたる休学又は留学が許可され、学長が退寮の必要性を認めたとき
- 五 学業成績が著しく振るわないとき
- 六 疾病その他の事由により保健衛生上、寮生活に適さないと認められたとき
- 七 停学処分を受け、学長が退寮の必要性を認めたとき
- 八 学生寮において風紀又は秩序を乱す行為があったとき
- 九 その他学生寮の管理運営上支障をきたす行為があったとき

2 退寮を命ぜられた者は、退寮を命ぜられた日から7日以内に退寮しなければならない。

(他者宿泊の禁止)

第15条 寮生は他者を自室に宿泊させてはならない。この場合、他者とは他の寮生も含まれる。

(規律の維持)

第16条 寮生は、学生寮における日常生活上の具体的問題を共同して処理し、自主的にこれを規律するため、学長の承認を得て自治組織をつくることができる。

2 前項の規定により、自治組織をつくる場合は、その規約及び役員名簿を学長に提出し承認を受けるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

(施設、設備の保全の義務)

第17条 寮生は、居室、居室内の備品、設備、共用施設、その他学生寮の施設を保全し、保健衛生及び災害防止に努め、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 学長の許可なくして施設(居室、談話室、シャワー室、洗濯室等)、設備及び備品をその目的以外に使用し、又は工作を加えないこと。

二 故意又は過失により施設設備等を滅失、損傷又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

三 防火管理、保健衛生管理、災害防止、その他学生寮の管理運営に必要な事項については、大学の指示に従い、積極的に協力すること。

(寄宿料及び経費)

第18条 寮生は、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則に定める額の寄宿料を、所定の期日までに国立大学法人東京海大学出納役所属出納員に納入しなければならない。

2 寄宿料は、入寮又は退寮する日が月の中途である場合にあっても、当該月分として1か月分を納入しなければならない。

3 寮生は、私生活のために使用する光熱水の経費及び共同生活をするために必要な経費を別に定める負担区分により負担しなければならない。

4 寮生は、前項に規定する経費を所定の日までに学長の指定する者に納入しなければならない。

(退寮時等の居室等の点検)

第19条 寮生は、退寮及び居室の変更に際し、居室及び居室内の備品、設備について学長の指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(学生寮協議会)

第20条 学長は、学生寮の円滑な運営のために、委員会と寮生とで構成する学生寮協議会を開くことができる。

(庶務)

第21条 学生寮に関する庶務は、学務部学生サービス課において処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日までに入寮した者については、この規則にかかわらず、東京商船大学学生寮規則(平成12年12月14日制定)及び東京水産大学学生寮規則(平成13年3月15日東水大規第20号)(附則四号及び五号を含む)を適用する。
- 3 前項の場合において、寄宿料を前納した者が退寮した場合、退寮した月の翌月以降の既納の寄宿料相当額を返還するものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年海洋大規第5号)

この規則は、平成27年2月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年海洋大規第94号)

この規則は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

東京海洋大学学生寮退寮基準等に関する取扱い

平成 26 年 9 月 30 日 学生支援委員会決定  
 平成 28 年 2 月 19 日一部改正 学生支援委員会決定  
 平成 29 年 9 月 29 日一部改正 学生支援委員会決定

1. 退寮基準等

東京海洋大学学生寮規則（以下「学生寮規則」という。）第 14 条第 1 項各号の規定に基づく退寮に係る基準等は、次の表に掲げるとおりとする。

当該各号の規定		退寮の判断基準
一	本学学生の身分を失ったとき	除籍及び退学並びに受入留学期間が満了したとき。
二	学生寮規則第 10 条に定める入寮期間を超えたとき	学生寮規則第 10 条に定められた次の入寮期間を超えたとき。ただし、学生交流協定に基づく留学等特別な理由による場合は、1 年を限度として当該期間を超えることができる。なお、この場合において、当該期間の末日の属する年度を原則として超えないものとする。 学部学生 2 年 水産専攻科学生 1 年 大学院博士前期課程学生 2 年 大学院博士後期課程学生 3 年
三	3 か月以上寄宿料又は学生寮規則第 18 条に定める経費の納入を怠ったとき	3 ヶ月以上寄宿料及び私生活のために使用する光熱水の経費並びに共同生活を維持・運営等するための経費の納入を怠った場合
四	長期にわたる休学又は留学が許可され、学長が退寮の必要性を認めたとき	長期にわたる休学又は留学とは、個人的な事由に基づく場合は、6 ヶ月以上のもの、学生交流協定に基づく留学等特別な理由による場合（休学を伴うものを含む。）は、1 年を超えるものをいう。
五	学業成績が著しく振るわないとき	各学部の履修規則で定める進級要件を満たさなかった者ただし、学生交流協定に基づく留学等特別な理由により進級が遅れる場合はこの限りでない。
六	疾病その他の事由により保健衛生上、寮生活に適さないと認められたとき	学校伝染病第一種（法定伝染病）等の理由により、退寮の必要性を認めたとき。
七	停学処分を受け学長が退寮の必要性を認めたとき	東京海洋大学学生懲戒規則（以下「学生懲戒規則」という。）第 2 条第 1 項第 2 号に規定された停学処分を受けたとき。ただし、停学期間が同号ただし書きに規定する期間を超えない場合（停学処分理由が、定期試験等における不正行為によるときは除く。）は退寮処分を適当と認めたとき。
八	学生寮において風紀又は秩序を乱す行為があったとき	「風紀又は秩序を乱す行為」とは次の各号の行為をいう。 ① 学生寮規則第 15 条（寮生以外の宿泊の禁止）に違反する行為。宿泊とは、午前 0 時から午前 6 時までの時間帯に、居室内にその居室の寮生以外の者が在室している状態をいう。 ② 許可なく、男子寮生が女子寮内に立ち入ること、あるいは男子寮生を女子寮内に立ち入らせること、又は女子寮生が多目的ホール及び玄関ホール（管理人室、自治会室を含む区域）（以下「指定区域」という。）以外の男子

		<p>寮内に立ち入ること、あるいは女子寮生を指定区域以外の男子寮内に立ち入らせること。</p> <p>(許可取得手続き：管理人がいる時間帯の場合は管理人に、それ以外は事前に書面にて許可申請を管理人若しくは各学部担当係に提出すること。ただし、生命、健康、財産等の保護のために緊急を要する場合はこの限りでない。)</p> <p>③ 許可なく、本学学生を含む寮生以外の者を居室に立ち入らせること、あるいは指定区域以外の区域に異性を立ち入らせること。</p> <p>(許可取得手続き：上記②と同じ。)</p> <p>④ 強制飲酒や喫煙・飲食などを強要する行為</p> <p>⑤ 他の寮生に対する不適切行為及び迷惑行為</p> <p>⑥ 寮の設備・備品等の器物及び建物等を故意に破損あるいはそれらの効力を消失あるいは低下させる行為</p> <p>⑦ 居室内で禁止しているもの、あるいは許可を要するものを許可なく搬入し、使用する行為</p> <p>⑧ 海王寮において許可なく隣室を使用する行為及び隣室との共用部分に私物およびゴミ等を放置する行為</p> <p>⑨ 共用部分あるいは寮の敷地内に私物、ゴミ等を放置する行為</p> <p>⑩ 寮生以外に寮の入浴施設を使用させる行為</p> <p>⑪ 許可された場所以外での喫煙及び吸殻等を放置する行為</p> <p>⑫ その他風紀又は秩序を乱す行為があったと認められ、退寮処分を適当と認めたとき。</p> <p>(注) 上記の事由による退寮処分は、学生懲戒規則による懲戒処分の可能性を排除するものではない。</p>
九	<p>その他学生寮の管理運営上支障をきたす行為のあったとき</p>	<p>① 前各号に掲げるもののほか学生寮の管理運営上支障をきたす行為があり、退寮処分を適当と認めたとき。</p> <p>② 寮の規約に反し、寮組織の運営に支障をきたす行為があると寮の組織から申し出があったもののうち、退寮処分を適当と認めたとき。</p>

## 2. 利用の制限

退寮処分に相当する事案が発生した場合には、東京海洋大学学生支援委員会（以下「学生支援委員会」という。）委員長は、学生寮規則第3条で定める学部長（以下「地区担当学部長」という。）と協議の上、退寮処分の可否が決定するまでの間、当該寮生に対して寮居室の利用を制限することができる。

## 3. 退寮処分の手続き等

退寮処分の手続き等については、次の各号に定めるところによる。なお、この項において、退寮処分とは、学生寮規則第14条第1項第7号から第9号を適用する場合をいう。

### 一 学生寮規則第14条第1項第7号が適用される場合

学生支援委員会委員長（以下「委員長」という。）は、学生支援委員会で懲戒処分の審議をする際に、当該処分対象者が寮生である場合には、地区担当学部長の意見を踏まえて、退寮処分の要否

について併せて審議し、その結果を、学長に申し出るものとする。なお、停学処分理由が定期試験等における不正行為に関する場合は、退寮処分の必要性を認め、学生支援委員会で審議したものとみなして、委員長は学長に申し出るものとする。

#### 二 学生寮規則第 14 条第 1 項第 8 号に該当する行為があった場合

地区担当学部長は、寮の規律維持等のために学生寮規則第 14 条第 1 項第 8 号に抵触する行為を行った寮生について、退寮処分が適当と判断した場合は、委員長に退寮処分を申し出るものとする。委員長は、当該申し出について、学生支援委員会学生寮小委員会（以下「学生寮小委員会」という。）の議を経て、学長に申し出るものとする。

なお、同号に関する行為により、懲戒処分の審査対象となった寮生について、地区担当学部長が懲戒処分の有無にかかわらず速やかに退寮処分とすることが適当と認める場合は、この号を適用して委員長に退寮処分を申し出ることができる。

#### 三 学生寮規則第 14 条第 1 項第 9 号に該当する行為があった場合

地区担当学部長及び委員長は、前 2 号以外の理由等で学生寮の管理運営上支障をきたす行為があった場合で、退寮処分が適当と判断した場合は、学生寮小委員会の議を経て、学長に退寮処分を申し出るものとする。

### 4. 退寮処分以外の退寮命令

一 委員長は、学生寮規則第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号を適用して退寮を命ずることが相当であると認める場合は、学長に申し出るものとする。

二 委員長は、前号により退寮を命ずることが相当でないとは判断する場合、および学生寮規則第 14 条第 3 号を適用して退寮を命ずることが相当であると認める場合は、学生寮小委員会の議を経て、学長に申し出るものとする。

### 5. 学生寮の再入寮

退寮となった学生が次の各号の一に該当し、空室がある場合は、再入寮の申請をすることができる。なお、入寮の可否については、学生寮小委員会及び学生支援委員会で審議の上、決定するものとする。

#### 一 第 3 号の規定により退寮した者

退寮から 3 ヶ月以内に未納額を全納した場合

#### 二 第 4 号及び第 6 号の規定により退寮した者

当該事由が解消したとき。なお、学生交流協定に基づく留学等特別な理由により退寮した者の再入寮については特段の配慮を行うものとする。ただし、学部 2 年次で留学した場合は、学部 3 年次進級予定者対象の入寮選考において、入寮を許可された者のみ対象とする。

#### 三 第 5 号の規定により退寮した者

当該退寮処分となった事由が解消されて進級する見込みが立つとともに、経済事情等の入寮基準を満たし、かつ、勤勉意欲の向上が認められると判断されたとき。

#### 附 則

この申合せは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

1 この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する学生についての、1 の表中、五の（2）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

1 この申合せは、平成 26 年 9 月 30 日に制定し、同年 11 月 1 日から施行する。

但し、1 の表中、四の②については、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 長期にわたる留学を理由とする退寮については、平成 27 年 3 月 31 日まで、平成 25 年 4 月 1 日に施行された東京海洋大学学生寮退寮基準等に関する申合せの 1 の表中の四の（2）を適用する。

3 平成 26 年 10 月 31 日までに発生した事由による退寮処分については、その処分日が平成 26 年 11 月 1 日以降の場合であっても、平成 25 年 4 月 1 日に施行された東京海洋大学学生寮退寮基準等に関する申合せを適用する。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。